

## 市原市内文書

### 古文書研究会解読雑件

- ① 川在・森野宗代 宝永5年「第三土火事不作」
- ② 市川本店 制吉大内免 田中家「レトウシ織込内付」
- ③ " " 「五大力船 貨渡い至」明治39年
- ④ " 太鼓官金~分 札

平成31年2月

市原の古文書研究会

宝永5年(1708)川在・森野家文書  
富士山噴火等による不作につき見分願い(担当=佐野彪)

恐れながら書付をもつて御訴訟申し候御事

上総国市原郡の内

酒井大学知行所川在村百八十四石

小栗平吉知行所同村百八石

水野左門知行所荒(新)巻村二百二十石

市岡五左衛門知行所大け(桶)村四百石

惣合九百十二石

一、去る冬砂降り、先月閏月、当春たびたび大風吹き申し候ゆえ、

麦作に

風当たり麦一切ござなく候、これにより四月より秋中までの  
扶持方ござなく、作等仕付けがたく迷惑仕り候御事

一、六年以前末の年地震以来出水不足仕り

右の村々渴水において年々不作仕り、御年貢等滞り

難儀仕り候御事

一、近年猪鹿多くまかり成り、作毛荒し迷惑仕り候、これにより  
段々百姓共困窮仕り飢命において申し候、願いは  
御見分仰せ付け成され下し置かれ候わば、ありがたく  
存じ奉るべく候御事

川在村 八郎衛門

同村 庄衛門

宝永五子の年閏正月

荒巻村 久左衛門

大け村 忠兵衛

(宛先無記)

恐れ申書付を以て御訴訟申候御事

上総国市原郡の内

酒井大学知行所川在村百八拾四石

小栗平吉知行所同村百八石

水野左門知行所荒（新）巻村式百廿石

市岡五左衛門知行所大け（桶）村四百石

總合九百拾武石

一去冬砂降り、先月壬（閏）月、当春度々大風吹き申し候。麦作に

風当り麦一切御座無く候、これに隨り四月より秋中迄の

扶持友御座無く、作等仕付け難く迷惑仕り候事

一六年以前未の年地震以来出水足り仕り

右の村々渴水に及び年々不作仕り御年貢等満り

難儀仕り候事

一近年猪鹿多く歸り成、作毛荒し迷惑仕り候、これに隨り

段々百姓共困窮仕り飢命に及び申し候、願は

御見分仰付けられ下置かれ候わば、有難く

存じ奉るべく候御事

川在村

八郎衛門

同村

庄衛門

宝永五子ノ年壬（閏）正月 荒（新）巻村

久左衛門

吉之丞

大け（桶）村

忠兵衛

宝永文書

◎本資料の解説

宝永五年（一七〇八）川在森野哲夫家文書

平成二十年代中頃、古文書を勉強している仲間三人で、森野家文書を拝見した事が

ある。藏の中に所蔵されていた約千点程ある中の一点である。

災害が続き村々が困窮している惨状を、領主に訴えて御見分を願う訴訟文の写しである。災害の内容が具体的に書かれている。

宝永五年（一七〇八）富士山（宝永山）が噴火して灰を降らした。これにより畑作に大きな被害を与えられた。

六年以前未の年地震→元禄十六年（一七〇三）の大地震のこと。

マグニチュード七・九・八・九の大きな地震で各地に甚大な被害を及ぼした。

七年以前未の年地震→宝永四年（一七〇七）富士山（宝永山）が噴火して灰を降らした。これは、現在の農村の課題に重ね

当時における川在、新巻、大桶各村の実情を理解する上に貴重な資料である。

なお、元禄地震の影響により「渴水に及んだ」と言われるが、関東大震災の際にも水不足になつた事が用水記念碑からも読み取れる。

①白老用水碑（タ木台の路傍）

「戸面耕地整理組合開墾碑」（昭和三十年十二月建立）

この地区的経済は、年と共に回復し関係者の喜び一入なるも、大正十二年九月一日の関東大震災来襲に逢い唯一の水源川は、一朝にして涸渴し又々旱田と化せり。

②朝生原用水碑（朝生原神社境内）

「記念碑」（昭和三十三年六月建立）

竣工した、時あたかも農村不況に遭遇し、企業費の補償も容易でなく、加えて大正十二年関東大震災に依り水源は涸れ且毎年雨量少く旱害の悲惨農民の苦悩は甚大で言語に絶した。

③月崎用水碑（月崎公民館隣接地）

「揚水記念碑」（昭和四十一年十一月建立）

開田せる十町歩は爾來山村の穀倉として民生を潤し來たり、然に大正十二年九月の大震災は唯一の水源を一朝にして枯渴せしめ殆どを旱田化し農民は再び疲弊に陥り殊に終戦後の食料窮乏の惨状は見るに忍びざるものあり。

以上は用水記念碑が伝える関東大震災がもたらした水源枯渇の惨状である。時間をかけて調査した碑文は、拙書「ふるさとの小さな歴史」に全文を他の碑文も含めて掲載している。

之信士有其之也

日升平年月日月日

明治三九年（1906）八幡・市川文書 AAA15-7、8  
五大力船売り渡し証文（担当＝奥田宏之）

（上袋＝古新聞裏紙）

明治三九年十月十八日

五井川岸

中西梅吉

一、五大力船売り渡し証 代金二百十円

（本文）

船舶売り渡し証文

（2錢収入印紙）（印）

一、日本形五大力船舟積み石七十一石

ただし一艘の諸道具一式付き

この売り渡し代金二百十円なり

右の船舶前記売り渡し代金二百十円なり

正に受け取り、売り渡し申すところ実正なり、なおしからば

以後該船にかかる諸税等は貴殿において

御上納相成りたく候、もつとも前記の船舶に

ついては他より毫（すこし）も故障等一切これなく候、

後日のため売り渡し証よってくだんのごとし。

市原郡五井町字川岸

明治三十九年十月十七日 六千百六十四番地

売り渡し人 中西梅吉（印）

同郡八幡町八幡

市川石三殿

船舶賈貿渡

此書直度代金貳百拾四也

右之船物記  
嘉慶代金宣  
白拾也

之船物前記舊渡代金宣  
正多取喜慶日處實  
以訛船係諸稅等責殿

未上納相成度奏七至前記公

東  
他  
毫  
故  
降  
其

明治九年十一月

市原郡五井町字川口  
三十四年十一月  
賣渡人中西梅吉

中  
川  
左  
三  
段

AAA-15-7

P. 9

卷二

吉定藤加 人刷印 郵四基木鈞 人報編集行署 社況商式株 地番二町兜區基本員京東 新行發 刊休日祭大日曜日 価五錢二十金前月ケ一 価五錢一百元紙本

明治35年（1902）ほか八幡・市川文書（未整理はがき）  
市川吉次郎あて醤油醸造関連はがき6点

①（1錢5厘郵便はがき）明治35年12月24日

市原郡八幡町八幡、醤油製造業、市川吉次郎殿

千葉税務署、内山税務属

査定精査結果、35年仕込み3、4、5号

②（1錢5厘郵便はがき）明治37年6月18日

市原郡八幡町八幡、市川吉次郎殿

千葉市原両郡醤油醸？造業組合

本組合役員選挙結果、組合長柴田仁兵衛、副長鈴木卓爾、評議員

小川倉吉ほか

③（1錢5厘郵便はがき）明治41年3月21日

千葉県市原郡八幡町1037市川吉次郎殿

赤穂塩務局

38年10月売渡しに係る特別定価塩に対する所轄税務署より  
の塩使用済み証明書の提出について

④（1錢5厘郵便はがき）明治41年12月20日

市原郡八幡町八幡、市川吉次郎殿

組合長柴田仁兵衛

臨時総会において税務署届出の桶類時価協議結果

⑤（1錢5厘郵便はがき）大正5年2月18日

市原郡八幡町市川吉次郎殿

千葉町千葉、組合長柴田仁兵衛  
所管税務署より通牒の通知。醤油、諸味査定後の混和は增量的仕込みとして査定するなど

⑥（1錢5厘郵便はがき）大正5年3月18□□日

市原郡八幡町市川吉次郎殿

千市醤油醸造組合長柴田仁兵衛

税務署より通知あり了承なれたく。生揚より生ずる滓に限り混和  
精成なすも妨げなし、その受払を帳簿に詳記するよう

きかは便郵

郵便はかき

郵便は便か

きかは便垂

市原郡八幡町八幡  
賛達製造業  
市川吉次郎謹

千葉縣務署  
白山稅務

卷之三

市至都八情子ハ情  
市川吉以郎殿

千葉雨初停西望  
辛未初夏

赤德鹽務局

句  
性情

千葉縣市少部、横町  
一〇三七  
市川吉次郎敬

遺堅同題

信 資 章 銀 行

拜啓去十五日臨時總會於左之通大略協  
議割位ヲ増シ記入相成候様組合員之協議ニ有  
ハ不得仕事ニ候其他器具類ハ昨年中届出時價  
タシ若々各位之所品ニ對シ多少増減スルコ  
ト候間稅務署へ届出ニ相成ヘキ書式へ記入ア

組合長 柴田仁兵衛

桶類以三年五年十年以上

以下八十圓六十圓卅五圓廿五圓  
以下六十四四十圓廿五圓二十一圓  
以下六尺五寸以下五十圓三十三圓二十圓十三圓二十五  
以下六尺八寸以下四十圓廿八圓十圓廿四圓十七圓  
以下六尺八寸以下四十圓廿八圓十圓廿四圓十七圓  
以下廿五圓二十一圓十圓七圓十七  
以下廿五圓二十一圓十圓七圓十七  
以下廿五圓十八圓六圓五圓  
以下廿五圓十八圓五圓三圓九  
以下廿五圓十八圓四圓三圓三圓九

明治四年三月三十日未奉  
三十一年十月中央實業課係特別定價監  
對スル所轄稅務署ヨリノ極便用齊証明書  
若クハ未使用偽証明書本月三十日限り  
提出スベシ

本組合後更鑑甚，諸  
事左，此  
組合長  
副長  
用仁之  
水早雨  
江重左弓  
次吉  
元三郎  
鶴清  
周清  
大坂山若  
石塙七郎  
水早雨  
用仁之  
右也



きかは便郵

市原郡の舊町  
市川吉次郎  
印、及



きかは便郵

市原郡の舊町  
市川吉次郎  
印、及

拜啓陳者今回稅務署ヨリ左記通知有之候間御了承相成度候

一生揚ヨリ生スル滓ニ限り混和製成ヲ爲スモ妨ナキ旨今回其筋ヨリ通牒有之候就テハ其ノ滓ノ受拂並ニ混和製成ノ事實ヲ相當帳簿ニ詳記相成様右及通知候也

千市醤油釀造組合長

大正五年三月

日

柴田仁兵衛

拜啓餘寒難堪候處彌々御健勝之段奉賀候陳者所轄稅務署ヨリ左記通牒有之候間此段御通知告申上候也

一醤油諸味查定後ニ於テ其ノ諸味ニ鹽、水、甘酒、麴、酒粉、等ヲ混和スルハ一種ノ增量的仕込ト認メラレルヲ以テ混和後（混和後經過日數ノ長短ヲ論セス）ノ總量ニ就キ查定ス

二查定濟諸味ニ製成醤油（滓）又ハ醤油粕（自製タルト移入タルトヲ問ハズ）ヲ混和シタル場合ハ其總量ニ就キ查定ス。

三番諸味（醤油粕ニ鹽及水ヲ混和シタルモノ）ニ查定濟諸味ヲ混和シタル場合ハ勿論製成醤油（滓）ヲ混和シタル場合ト雖モ其總量ニ就キ查定ス終リ

千葉町千葉

大正五年二月

日

組合長 柴田仁兵衛

ウィキペディア

# 太政官札

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

太政官札（だいとうかんさつ）は、明治政府によって慶應4年5月から明治2年5月まで発行された政府紙幣（不換紙幣）。金札とも呼ばれた。日本初の全国通用紙幣<sup>①</sup>である。通貨単位は江戸時代に引き続いで両、分、朱のままであった。1879年（明治12年）11月までに新紙幣や公債証券と交換、回収されるまで流通した。



太政官札(金一両札、慶應4年発行)



## 目次

- [概要](#)
- [種類](#)
- [流通状況](#)
- [回収・交換状況](#)
- [参考文献](#)
- [脚注](#)
- [関連項目](#)
- [外部リンク](#)

## 概要

明治政府は戊辰戦争に多額の費用を要し、殖産興業の資金が不足したので、参与兼会計事務掛三岡八郎（のちの由利公正）の建議によって慶應4年5月15日（1868年7月4日）の布告により、「通用期限は13年間」との期限を決めて太政官札を発行した。総額4,897万3,973両1分3朱製造されたが、実際に発行されたのは4,800万両であり、97万3,973両1分3朱は発行せずに焼却された。

当初、國民は紙幣に不慣れであったこと、また政府の信用が強固では無かった為、流通は困難をきわめ、太政官札100両を以て金貨40両に交換するほどであった。このため政府は、太政官札を額面以下で正貨と交換することを禁止したり、租税および諸上納に太政官札を使うように命じたり、諸藩に石高貸付を命じるなどの方法を講じた。これらの政策や二分金の賃物が多くなった事などから、信用が増加したために流通するようになったが、今度は太政官札の偽札が流通し始め、真贋の区別が難しくなったため、流通は再び滞るようになった。

政府は明治2年5月28日の布告で、太政官札の発行を3,250万両に限定し、さらに通用期限を5年間に短縮し、もし期限にいたって交換未済のものがあるときはこれに対し1年で6%の利子を交付することを約束した。

政府は1871年（明治4年）、新貨条例を制定した。通貨単位を「両」から「圓（円）」に切り替えて本位貨幣を金貨とし、金本位制度を採用することにした。その際に旧1両を新1円とする事を定めている。

政府は1872年（明治5年）8月、1873年（明治6年）3月・7月の布告により、金札交換公債證券（記名證書、1,000円、500円、100円、50円の4種。利札證書、500円、100円、50円の3種）に換えて回収する方針をとったが、これによって公債證券に換えられたのはごくわずかで、大部分は新紙幣である明治通宝との交換であった。

## 種類

太政官札の額面と金額は次の通りである。

額面	金額
10両札	2,033万2,890両
5両札	596万9,685両
1両札	1,548万5,798両
1分札	516万1,296両1分
1朱札	105万330両3分

## 偽禁制

18,000,~  
4,000,~  
3,500,~  
3,500,~

## 流通状況

明治10年末にいたるまでの流通高は次の通りである（単位 円）。

年	金額(円)
明治元年12月	24,037,389
明治2年12月	48,000,000
明治3年12月	48,000,000
明治4年12月	48,000,000
明治5年12月	43,251,058
明治6年12月	36,863,722
明治7年12月	26,573,507
明治8年12月	5,147,916
明治9年12月	3,095,921
明治10年12月	3,070,145

## 回収・交換状況

太政官札の回収と交換の状況は次の通りである（単位 円）。

- 発行総額 48,000,000
- 回収交換
  - 新紙幣と交換高 45,861,595
  - 金札引換公債證書と交換高 2,052,745
  - 没収および散逸 285,659
  - 合計 48,000,000

## 参考文献

- 大蔵省編『貨政考要』、東洋経済新報社『明治財政史綱』

## 脚注

1. ^ 収藏品ギャラリー→太政官札(だいじょうかんさつ) ([http://www.npb.go.jp/ja/museum/gallery/gllry\\_04.html](http://www.npb.go.jp/ja/museum/gallery/gllry_04.html)) (お札と切手の博物館サイト)

## 関連項目

- 新貨条例
- 民部省札
- 福岡藩(太政官札を偽造、流通させる事件を起こした)